

## 組合員を狙い撃ちにした 明らかな差別人事と不当労働行為を許すな！

現在、各職場では「新たなジョブローテーション」による異動の懲憑が行われています。

会社は今回も多くの組合員を狙い撃ちにし、望まぬ異動を強行させようとしています。そして、**今回の懲憑では分会長執行委員長（以下：分会長）が異動の対象となっている職場が東京支社管内で複数あります。**

### ・今回、異動の対象となった組合員の多くは異動を希望していない。

⇒異動の対象となった本人のモチベーション低下を招く。モチベーションの低下は鉄道の安全性の低下を招く。

⇒自己申告書や面談の内容が無視され、キャリアプランを描けない。「新たなジョブローテーション」施策の実施にあたり、会社は「オーダーメイドのキャリアプランを実現する」と説明したが、会社のオーダーメイドを押し付けるばかりであり、社員のオーダーメイドには応えない。

⇒本人の希望や意思を無視した「強制配置転換」である！

### ・品川支部管内で異動の対象となった社員の多くは輸送サービス労組の組合員。

⇒労働組合を敵視し、組合員ばかりを狙い撃ちにした差別人事。

⇒職場の核となる社員を強制的に配置転換し、職場活動を委縮させる。

これらは以前から労働組合として会社に指摘してきた！

問題は  
それだけではない！

### ・分会長に対する異動の懲憑について

⇒人事権を濫用し、労働組合の責任者である分会長を転勤させる不当労働行為。

⇒労働者代表選挙に立候補した社員に対し、望まぬ転勤を働きかける会社の行為は、労働基準法施行規則に違反する。

※労働基準法施行規則第6条の2 第3項

使用者は、労働者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取り扱いをしないようにしなければならない。

会社の行為は二重の不法行為だ！

※条文は「e-Gov 法令検索」より引用：

[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322M40000100023\\_20210401\\_502M6000010020](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322M40000100023_20210401_502M6000010020)



明らかな差別人事や不当労働行為を絶対に許さない！  
安全で誰もが安心して働ける職場をみんなで作ろう！